

## 第3章 補償の概要

公務・通勤災害として認定されると、当該傷病の治療に要する費用の他、一定の障害が残った場合や死亡した場合は、障害補償や遺族補償が受けられます（概要については、28 ページ「補償の案内」を参照してください）。

これらの補償は、身体的損害や遺族等の生活の保障が対象であり、破損した時計やメガネ等の物的損害、精神的損害（慰謝料）は基金の補償の対象とはなりません。

### 1 療養補償

公務・通勤災害として認定された傷病の治療に要する費用を療養補償費といい、全額を基金で負担します。

ただし、認定された傷病以外にかかる検査・診察に要する費用や、入院時の日常生活用品購入代金、破損した歯を修復する際に、「外見上違和感がある」等の美観上の問題から、金・メタルボンド等を使用した場合は、補償の対象になりません。

なお、診断書は公務災害認定請求用に限り、原則として1通のみが補償の対象として認められ、傷病休暇届等に使用する診断書は補償の対象にはなりません（公務災害認定請求のための診断書は、**消費税が非課税**となります）。療養補償の手続き等については、26 ページを参照してください。

### 2 障害補償

公務・通勤災害による傷病が治癒したとき、一定以上の障害が残っている場合には、その障害の程度に応じて障害補償が受けられます。

障害の程度は法施行規則別表（障害等級表）で規定され、1級～7級の障害等級に該当する場合は障害補償年金が、8級～14級に該当する場合は障害補償一時金が、それぞれ支給されます。

ただし、障害が残っていても、障害等級に該当しない場合は支給されません。

また、2つ以上の障害を残した場合や既存障害を悪化させた場合等については、法で定められた方法により、障害等級や補償金額を決定します。

障害補償年金は、偶数月に2ヶ月分支給され、死亡等の失権要件に該当しない限り、退職した後も引き続き支給されるほか、必要に応じ等級の変更を行います。このため、年1回（2月頃）、障害に関する現状報告書を基金支部に提出していただきます。

なお、交通事故等で、第三者から障害に係る逸失利益分の補償を受けている場合、一時金及び年金で二重補填となる額については支給されません（免責）。ただし、障害補償と併せて支給される福祉事業（障害特別支給金、同援護金、同給付金）は、全額支給されます。

### 3 遺族補償

公務・通勤災害により死亡した場合、遺族に対し遺族補償年金が支給されます。

遺族補償年金は、後述する「平均給与額」に「受給資格者」の人数等に応じた乗数を乗じて金額が決定され、受給資格者のうち最優先順位者である「受給権者」に対し支払われます。

なお、受給資格者がいない場合等については、法で定める遺族に対し、一時金が支給されます。

また、年金のほか、遺族特別支給金、同援護金、同給付金、葬祭補償も支給されますが、第三者加害事案の場合、障害補償と同様に年金等の一部が免責（二重補填となることを防ぐため、基金の支払いを一定期間停止）されることもあります。

さらに、被災職員（平均給与額が16,000円以下の職員のみが対象）に小・中学校や高校、専門学校、大学等に在学中の子供がいる場合は奨学援護金が、幼稚園や保育園在園の幼児がいて、遺族が働いている場合には、就労保育援護金が支給されます。

遺族補償年金の受給権者は毎年2月に遺族の現状報告書を、奨学援護金・就労保育援護金の受給権者は、毎年4月に援護金の現状報告に関する調査を行い、戸籍の異動や入学・進学の状態を確認させていただきます。

#### 【受給資格者及び順位】

いずれも、職員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたことが要件です。

また、障害等級7級以上の状態にある場合、受給資格者の年齢は問いません。

- ① 配偶者（内縁関係を含む。夫の場合60歳以上。）
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（養子を含む。）
- ③ 60歳以上の父母（養父母を含む。）
- ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- ⑤ 60歳以上の祖父母
- ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は60歳以上の兄弟姉妹
- ⑦ 特例遺族  
55歳以上60歳未満の夫や父母等は特例遺族として扱い、60歳に達した時点で受給資格者に加えます。

※年齢は、職員の死亡当時のものです。

※生計を維持していたとは、「主として」職員の収入によって生計を維持していた場合のみでなく、職員の死亡の当時その収入によって生計の一部を維持していた場合も含まれません。また、遺族の収入や同居の有無は問いません。

#### 【参考例：遺族補償額（令和4年度（R4.7.1～））】

■平均給与額：13,000円

■受給資格者：妻、子（中1）の2名の場合

- 遺族補償年金（年額） 13,000 円×201（乗数） =2,613,000 円
  - 遺族特別給付金（年額） 13,000 円×201（乗数）×20/100= 522,600 円
  - 奨学援護金（月額） 18,000 円
  - 遺族特別支給金（一時金） 3,000,000 円
  - 遺族特別援護金（一時金） 17,350,000 円（通勤災害の場合 11,150,000 円）
  - 葬祭補償（一時金） 13,000 円×60 日分 = 780,000 円
- 【315,000 円（定額）+13,000 円×30 日分=705,000 円）と比較して多い額の方で支給】

#### 4 平均給与額

障害補償や遺族補償等の補償額は、現実の収入に近い状況で生活保障に役立てようという趣旨から、被災職員の1日の給与の平均額を算出基礎にします。これを「平均給与額」といい、災害発生月の前3ヶ月間の給与の平均等により算出します。

平均給与額算出の基礎となる給与の種類は、給料・扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当（特殊勤務手当や時間外勤務手当等の出来高払制の手当について、翌月の給与明細から算出）・寒冷地手当等があり、**期末手当や勤勉手当は除かれます**（これを補完するために、特別給付金制度があります）。

平均給与額を算出するためには、以下の資料が必要となります。障害補償の場合、被災時から数年後に症状固定するといったケースもありますので、所属担当者は、負傷・疾病の度合いが大きく、被災時点で障害補償の対象になりそうな事案については、予め必要書類を準備し保存するようお願いします。

##### 【平均給与額算出資料一覧】

- ① 被災月及び前3ヶ月間の給与明細書の写し（所属長の原本証明）
  - ② 差額支給明細書（被災年度分）の写し（所属長の原本証明）
  - ③ 超過勤務等の算定式
  - ④ 寒冷地手当支給明細書（被災年度分）の写し（所属長の原本証明）
  - ⑤ 治癒した月の給与支給明細書の写し（所属長の原本証明）
  - ⑥ 被災前3ヶ月間の出勤簿の写し（所属長の原本証明）
- ※（勤務した日数：勤務を要しない土曜日、日曜日は含めない。但し、祝日は含める。）
- ⑦ 給料表（被災年度分・改定前後とも）
  - ⑧ 給料表（治癒年度分・改定前後とも）
  - ⑨ その他 必要に応じて条例の写し等

## 5 補償の特例

### (1) 特殊公務災害

警察官や消防士等が、生命に対する高度の危険が予想される状況下において、犯罪捜査・火災鎮圧等の職務に従事し、その結果被災した場合は、特例的に障害補償や遺族補償に年金額の4割～5割の加算が講ぜられます。

特殊公務災害の認定に際しては、基金本部協議を行うため、認定までに数ヶ月程度の時間を要します。

### (2) 補償制限

本人の故意の犯罪行為又は重過失により被災した場合、障害補償又は休業補償等（療養補償、遺族補償については補償制限しません。）について全部又は一部を支給しないことがあります。

## 6 時効

補償を受ける権利は、2年間で時効になります（障害補償・遺族補償は5年間）。ただし、時効の期間経過前に公務又は通勤災害の認定請求をした場合は、基金が災害を公務上又は通勤による災害と認定したことについて、認定請求者が知り得た日の翌日が当該補償にかかる時効の起算日となります。また、傷病補償年金については、基金が職権で支給決定を行うことから、時効の問題は生じません。

なお、公務又は通勤災害の認定請求については、法令上特に消滅時効の規定はありませんが、上記の期間で補償の請求権が消滅することから、被災職員の不利益にならないよう認定請求手続きを速やかに行ってください。

## 7 審査請求

公務上外、通勤災害該当・非該当の認定、療養の方法についての決定、補償金額の支給決定の場合等、基金支部の決定に不服があるときは、支部長の処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、基金支部審査会に対して不服申立てを行うことができます。

公務外認定（公務災害として認めないこと）の場合、基金支部担当職員が、直接、公務外の理由及び審査請求の手続きについて説明します。

### 審査請求の対象

- ① 公務上外、通勤災害該当・非該当の認定
- ② 療養の方法についての決定
- ③ 補償金額の支給決定
- ④ 遺族補償の受給権者の決定等

なお、行政処分ではない福祉事業の決定及び治癒認定については、審査請求をすることができません。（福祉事業については、支部長に対し不服の申し立てができます。）